

指定区間内の国道に係る占用料

2020.4.1現在

占用物件			占用料 (円)					
			単位	所在地				
				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,700	730	510	420	380	
	第二種電柱		2,600	1,100	790	650	580	
	第三種電柱		3,500	1,500	1,100	880	780	
	第一種電話柱		1,500	650	460	380	340	
	第二種電話柱		2,400	1,000	730	610	540	
	第三種電話柱		3,400	1,400	1,000	830	740	
	その他の柱類		150	65	46	38	34	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	15	7	5	4	3	
	地下に設ける電線その他の線類		9	4	3	2	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	640	450	370	330	
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	920	390	270	230	200	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100	1,300	910	760	680	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300	550	380	320	280	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	25,000	4,300	1,900	960	670	
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	3,100	1,300	910	760	680	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	64	27	19	16	14	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		92	39	27	23	20	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140	59	41	34	30	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180	78	55	45	41	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280	120	82	68	61	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		370	160	110	91	81	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		640	270	190	160	140	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		920	390	270	230	200	
	外径が1メートル以上のもの		1,800	780	550	450	410	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1年	3,100	1,300	910	760	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	A × 0.005				
		階数が2のもの		A × 0.008				
		階数が3以上のもの		A × 0.01				
	上空に設ける通路		13,000	2,100	930	480	330	
	地下に設ける通路		7,600	1,300	560	290	200	
その他のもの		3,100	1,300	910	760	680		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	250	43	19	10	7
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	2,500	430	190	96	67
法第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	2,500	430	190	96	67
		その他のもの		25,000	4,300	1,900	960	670
	標識		1本につき1年	2,400	1,000	730	610	540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250	43	19	10	7
		その他のもの		1本につき1月	2,500	430	190	96
	幕 (第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	250	43	19	10	7
		その他のもの		その面積1㎡につき1月	2,500	430	190	96
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	25,000	4,300	1,900	960	670	
	その他のもの		13,000	2,100	930	480	330	

占用物件		占用料 (円)						
		単位	所在地					
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年	3,100	1,300	910	760	680	
令第7条第3号に掲げる施設			A × 0.033					
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月	2,500	430	190	96	67	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			310	130	91	76	68	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	A × 0.011	A × 0.014	A × 0.016	A × 0.019	A × 0.023	
	上空に設けるもの		A × 0.023					
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		A × 0.005				
		階数が2のもの		A × 0.008				
		階数が3以上のもの		A × 0.01				
その他のもの		A × 0.033						
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1㎡につき1年	A × 0.011	A × 0.014	A × 0.016	A × 0.019	A × 0.023	
	その他のもの		A × 0.008	A × 0.01	A × 0.012	A × 0.013	A × 0.016	
令第7条第10号に掲げる施設	建築物	占有面積1㎡につき1年	A × 0.023					
	その他のもの		A × 0.008	A × 0.01	A × 0.012	A × 0.013	A × 0.016	
令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	A × 0.011	A × 0.014	A × 0.016	A × 0.019	A × 0.023	
	上空に設けるもの		A × 0.023					
	その他のもの		A × 0.033					
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1㎡につき1年	A × 0.033					
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		A × 0.011	A × 0.014	A × 0.016	A × 0.019	A × 0.023	
	上空に設けるもの		A × 0.023					
	その他のもの		A × 0.033					

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
なお、第一級地、第二級地、第三級地、第四級地、第五級地に区分する所在地については、国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
- 三 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 第一種電柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 七 Aは、近傍類似の土地(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

※不明な点等については、担当事務所・出張所等にお問い合わせください。